

議会運営委員会会議録（令和3年12月2日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員
高橋議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 奥村財政課主幹 櫻井総務課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 中田係長

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

初めに、今度また議会運営委員長をあずかりましたので、ひとつまた当局の皆さん、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。開田委員、中川委員にお願ひいたします。

令和3年12月定例会提出案件について当局から説明をお願ひいたします。

【石坂総務部長】 おはようございます。

それでは、12月定例会に提出する議案の概要について説明を申し上げます。

まず、補正予算関係でございます。4件でございます。一般会計のほか国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、そして下水道事業会計でございます。

一部改正条例でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正など3件でございます。

その他案件でございますが、市民交流プラザの指定管理者の指定についての1件でございます。

それでは、内容につきまして担当の方から説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 改めまして、おはようございます。

それでは、お手元に配付してございます令和3年度12月補正予算案等の概要に従ひましてご説明を申し上げます。

まず、議案第66号、令和3年度の一般会計（第5号）となります。12月補正予算案の概要でございます。今回の補正額は3億8,112万4,000円で、補正後の金額につきましては149

億3,097万4,000円となるものでございます。

順に構成内容についてご説明を申し上げます。

まず、1款議会費でございます。議員報酬で75万6,000円の減額です。期末手当0.1か月分の引下げ分となります。

続いて、2款総務費でございます。

財政調整基金積立金3億6,497万6,000円を積増しいたしまして、令和3年度末では21億4,138万3,000円となる見込みでございます。

それから、地域公共交通施設整備事業費、補正額は1,301万7,000円です。こちらは新型コロナウイルス関係でございまして、富山地方鉄道さんの公共交通運行維持支援ということで、昨年と同様のスキームで運行支援を行うものでございます。

それから、コンピュータ管理運営費です。132万1,000円で、案件2件ございまして、備考欄の上段に書いてあります、まず基幹系システムの標準化というのは、国のほうで今いろいろなシステムを標準化しようということでの動きがございまして、今回は住民記録システムについて標準化できるかどうかの調査を行うものでございます。それから、マイナンバー制度の対応システム改修につきましては、がん検診などの健康管理システムにつきまして、マイナンバーと連携を行うシステム改修でございます。

それから、税総務事務費です。補正額は300万円です。当初予算で2,000万円の還付金をつけておりましたが、市税等の過誤納還付に不足が見込まれることからの補正でございます。

2款全体では3億8,231万4,000円の補正となります。

続いて、3款民生費です。

まず、介護保険事業の特別会計繰出金は81万9,000円の減額ですが、これは介護サービス事業計画の件数が最近非常に多くなっておりまして、特別会計側でこのサービス事業収入が増えていることから繰出金を減額するものでございます。

それから、児童手当の支給費、補正額は385万5,000円です。本年5月に児童手当法が改正されまして、特例給付、現況届などを廃止するような方向で動くということでのシステム改修となります。

それから、子どもインフルエンザ予防接種助成事業費、財源更正です。こちらも新型コロナウイルス関係でございまして、県独自の支援で小学生のインフルエンザ予防ということで子育て応援臨時交付金の内示がございましたので財源更正を行うものでございます。

それから、市立保育所運営費は40万円の補正でございます。こちらも新型コロナウイルス関係でございます。6月に解散されまして寄附をいただきました有恒ライオンズ様からの寄附を活用いたしまして、感染症対策金として屋外で使用できますワイヤレスのアンプ、マイクなどの整備を行うものでございます。

3款合計では343万6,000円の補正額となります。

続いて、4款衛生費です。医療従事者等支援事業費1,100万円でございます。こちらも新型コロナウイルス関係でございます。当初予算で2万円ずつ慰労金を支給しておりましたが、今回、ロキテクノ様からご寄附をいただきまして、それを活用し、再支給を行うものでございます。

続きまして、健康増進事業費74万9,000円です。こちらにつきましては、がん検診などの結果を標準化する健康管理システムの改修を行います。

それから、感染症予防対策費400万円です。こちらも新型コロナウイルス関係です。第6波に備えまして、啓発パンフレットと共に全世帯へのマスク配布を行うものでございます。

続きまして、合併処理浄化槽設置推進事業費298万6,000円でございます。本年が山加積、東加積の一部の地区の市単の助成事業が最終年度となっておりますが、この助成件数、最後の駆け込みで3件追加で今回補正を行うものでございます。

それから、ごみ収集委託料は170万円でございます。昨年もございましたが、家の片づけをされる方が最近多くなっておりまして、戸別収集委託料の増額を行うものでございます。

4款合計では2,043万5,000円の補正となります。

続いて、6款農林水産業費につきましては、下水道事業会計の繰出金を248万1,000円減額するものです。こちらは令和元年度分の精算分でございます。

続いて、7款商工費です。

まず、中小企業特別支援事業費3,000万円でございます。こちらも新型コロナウイルス関係です。市の独自の事業者支援策といたしまして、市内事業者の応援助成金として10万円を支給する制度を創設するものでございます。

続きまして、市民交流プラザ管理運営費975万6,000円でございます。今年度初め頃の時短営業、施設側のウイルス対策に対する協力金でございます。昨年度と同じスキームで、協力金を支給するものでございます。

続きまして、創業支援事業費60万円です。当初では5件、1件20万円の助成を行っておりますが、新規創業される方が増えておりまして、3件分の追加補正でございます。

それから、観光行政推進事業費30万円でございます。こちらは、包括連携協定を結んでおります明治安田生命さんからの寄附を活用いたしまして、ひかりの街なめりかわの推進業務を行っていくものでございます。

それから、ほたるいか観光施設管理委託費は1,169万8,000円の補正額となります。これも時短営業、コロナへの対策ということでの施設運営協力金となります。

7款合計では5,235万4,000円の補正額となります。

続いて、8款土木費です。東福寺野自然公園管理費366万5,000円につきましても、新型コロナウイルスの施設運営協力金になります。

続きまして、下水道事業会計繰出金につきましては4,280万1,000円の減額です。令和元年度分の繰出金の精算を行うものでございます。

裏面をお願いいたします。

続いて、10款教育費に参ります。

青雲閣管理運営費193万7,000円につきましても、施設運営協力金でございます。

続いて、スポーツ・健康づくり推進事業費42万4,000円につきましては、先ほどと同様、明治安田生命さんからのご寄附を活用いたしまして、スポーツ・健康づくり関連備品といたしまして、屋外で使用できる大型のスポーツタイマーを導入するものでございます。

それから、総合体育センター管理運営費50万円につきましては、施設運営協力金でございます。

総合体育センター整備費167万1,000円につきましては、国庫補助事業を活用いたしまして、無線LANの環境を整備するものでございます。

同じく、スポーツ・健康の森公園整備費につきましては99万7,000円の補正額ですが、同じく無線LANの環境整備を行います。

テニス村整備費でございます。220万円です。井戸水の送水ポンプに最近不具合が生じ始めまして、こちらを更新する更新工事でございます。

10款合計では772万9,000円の補正額となります。

続いて、14款災害復旧費です。

農地農業用施設災害復旧費321万2,000円です。こちらにつきましては、今年の5月16日から18日の雨によりまして、三ヶ地内の農業用の水路が崩れたことから、今回災害復旧を行うものでございます。

そのほか、人件費補正といたしまして、一般会計の人件費で3,479万4,000円の減額です。

一般職の期末手当を0.15月、特別職については0.1月、それから人事異動に伴う精査を行うものでございます。

介護保険事業特別会計繰出金につきましては、1,118万9,000円の減額ということで同じ理由でございます。

補正額全体では3億8,112万4,000円の補正額となります。

次に、債務負担行為を今回設定いたします。

地方自治法214条の規定に基づきまして、利用料金制を取っている市民交流プラザについて、今回新たに令和4年度から令和6年度までの3か年分の限度額を定めるもので、限度額は9,964万円でございます。

続けて、特別会計の補正予算を申し上げます。

まず、議案第67号は、国民健康保険事業特別会計（第1号）となります補正でございます。今回の補正額は3億2,205万3,000円です。補正の理由といたしましては、今年度に入りまして大変受診件数が増加したこと、それから難病をお持ちの方が治療を受けておられることから、療養給付費のほうでは1億8,085万5,000円、高額療養費で5,975万6,000円の補正を行うこと。それから、令和2年度の精算といたしまして、財政調整基金への積立てが6,354万7,000円、補助金等の返還が1,789万5,000円となります。

続いて、議案第68号につきましては、介護保険事業特別会計の第2号となります補正となります。今回補正額は1,047万円の減額です。1つは、先ほど繰出金のほうでも申し上げましたが、介護サービス事業勘定におきまして、サービス計画の作成件数が増えていることから、計画策定費を71万9,000円補正するとともに、職員の人事異動に伴います補正といたしまして1,118万9,000円の減額を行うものでございます。

それから、議案第69号です。下水道事業会計（第1号）となります補正となります。今回の補正は4,528万2,000円の歳入側の減でございます。令和元年度分の繰入れについて、過分に受け入れておりました分を精算するものでございます。

私からは以上でございます。

【櫻井総務課主幹】 では、私からは、予算関係以外につきまして、議案一覧表にてご説明いたします。

一覧表をご覧ください。

初めに、一部改正条例関係でございます。

議案第70号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和3年8月2日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、デジタル化の推進に伴いまして、子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所や保護者の間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて電磁的な方法による対応も可能な旨の包括的な規制を追加整備するものでございます。

施行規則は公布の日からです。

続きまして、議案第71号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。また、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担う中、市町村ごとにばらつきのありました事務処理の実施方法を県下統一の運用とするため、そういった所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、1つ目として、児童福祉施設に入所している児童等であって扶養義務者のない者は、国民健康保険の被保険者としないとするものであります。2つ目は、出産育児一時金の額の増額としまして、改正前は40万4,000円だったものを改正後は40万8,000円に増額するものでございます。

施行期日は令和4年1月1日であります。

続いて、議案第72号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令におきまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が令和3年4月1日に改正されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、引用元の省令で規定する対象期間の改正に伴いまして、当該条例で規定する固定資産税の課税免除適用期間を延長する内容でございまして、地域経済牽

引事業の促進に関する基本的な計画、これは富山県が策定している富山県地域未来投資促進計画が国に同意を得た日、これは平成29年9月29日なんですけど、その国の同意日から、改正前は起算して5年以内という、令和4年9月28日まで課税免除適用期間だったものを改正後は令和5年3月31日までと延長する内容でございます。施行期日は公布の日からです。

最後に、その他案件としまして1件ございまして、議案第73号 滑川市民交流プラザの指定管理者の指定についてであります。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市民交流プラザの指定管理者を一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団に指定するものでございます。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

以上です。

【岩城委員長】 ご苦労さまです。

それでは、ただいまの説明についてご質疑ございませんか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 それでは、当局の皆さん、ありがとうございます。退席願います。

(当局退室)

【岩城委員長】 では、日程第3、請願・陳情・意見書等について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤名局長】 それでは、請願・陳情・意見書等でございます。

一覧表をお願いいたします。一覧表のとおり、今のところ、陳情書が2件と要望書が2件ございます。

中身についてでございますが、まず陳情書の2件でございます。このつづつである資料を大分めくっていただいて、資料2というところをお願いいたします。加島町2099の危険建物の件ということで、倒壊の危険がある建物を行政代執行で解体してほしいという内容であります。昨年、令和2年8月に市長に陳情しても解体されないので、議会に陳情したということでもあります。

続いて、そのままめくっていただいて資料3をお願いいたします。これも下小泉にお住まいの個人の方からですが、商工会議所裏の隣地危険ごみの件ということで、ごみやタイヤ等が放置されており、危険や不安を感じているため撤去を指導してほしいという内容でございます。これにつきましては、今年、令和3年8月に市長に陳情しても解決されない

ので、議会に陳情したということでもあります。

なお、この2件の陳情につきましては趣旨説明の申出がございます。

この陳情について、所管は産業厚生建設委員会になると思いますが、所管の産業厚生建設委員会に付託するのか、あるいは、単に要望ということで委員会付託せずに参考配付とするのかご協議いただきたいと思います。

次に、要望書の2件でございます。戻っていただいて資料1になります。

1枚めくっていただいて、商工会議所からの要望でございます。商工会議所からの令和4年度滑川市行政施策に対する要望についてでございます。去る11月19日に、当局と共に正副議長に対して要望があったものでございます。

次に資料4、最後のほうです。あっち行ったりこっち行ったり申しわけございません。資料4のウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについてでございます。ウイグルを応援する全国地方議員の会から郵送で送られてきたものであります。先ほどの商工会議所からの要望とこのウイグルを応援する全国地方議員の会からの要望の2件につきましては、先例に倣いまして参考配付したいと考えております。

なお、請願・陳情等の最終受付は、定例会の3日前の12月6日でございます。それまでに案件の追加がありましたら、定例会初日の9日木曜日の本会議終了後にまた議会運営委員会を開いていただきまして協議いただきたいと思います。

以上であります。

【岩城委員長】 では、ただいま事務局から説明がありました陳情の取扱いについて各委員から意見を求めたいと思います。皆さん、どうでしょうか。

【中川委員】 即やっあってあげんにゃあかんがじゃないか。

【藤名局長】 補足でちょっと説明させていただきますが、まず危険建物を解体、行政代執行してくれという件につきまして、市役所は何もしていないのか当局へ聞いてまいりました。この請願しておられる個人の方は、これについて市長に陳情するのを頼まれてやっている。商工会議所裏のごみの件も、頼まれて代わりにやっておられるみたいなんです。

まず、危険建物の陳情の件で、市長宛てに陳情があつて、その後、市長からその陳情された方に文書で回答されております。ちょっとその回答を読み上げます。市長からその陳情された方宛てで、まず陳情内容が、老朽空き家に隣接する、個人の名前が書いてありますが、「Aさんから私に連絡があり、私が調査したところ、隣の危険建物が胴差などが腐っていつ倒壊してもおかしくない状態です。大至急、建物管理者に連絡して、Aさんに被害

が出ないようにしてもらえませんか。建物管理放棄とみなしたなら強制撤去、倒壊危険で行政代執行も早急に検討して、隣接するAさんを守ってもらえないでしょうか」という陳情内容です。

回答として、「当該建物の所有者は死亡しており相続放棄されていることから、適正に管理されていませんでした。また、土地や建物には所有権以外の権利が設定されていることから、容易に取り壊すことができない状態です。このことから、相続放棄した相続人を特定し交渉に時間を要しましたが、当市顧問弁護士と解決策を協議した結果、相続財産管理人制度を活用して当該建物を取り壊すことになりました。引き続き顧問弁護士と協議しながら進めており、11月には富山家庭裁判所へ手続する予定としております。

なお、裁判所から相続財産管理人が選任され、令和3年9月（予定）には、当該土地建物が処分されます。」という回答をされております。

陳情があったのは令和2年8月ですが、回答は令和2年10月29日付で文書で行われております。で、その後、まだ取壊しされていないということです。

【岩城委員長】 市役所はやると言うところがけ。

【藤名局長】 やると言うて手続も進めているけど、その手続が遅れているような感じがす。

【岩城委員長】 だそうです、皆さん方。

【古沢委員】 立ち入った話になるけど、見通しみたいなものちゃ見えとらんがけ。

【中田係長】 担当課に確認しましたところ、向こうの破産管財人との交渉になっておりまして、顧問弁護士に逐一相談しながら進めておる中で、直ちの解体はちょっと難しいけれども、当然、担当課としては放っておくわけにはいかないので、何らかの解決策を求めて鋭意努力しているところではあるという回答でございました。

【古沢委員】 破産管財人がおるがだ。

【開田委員】 今の藤名局長の言葉の中には、令和3年9月には解体される予定になると返事したんですよね。だよね。

【藤名局長】 はい。

【開田委員】 そしたら、令和3年9月が過ぎたからということでこの要望書が出てきたということなの？

【藤名局長】 だろうと思います。

【岩城委員長】 その後何も。一応動いとることは動いとるわけだからね。

【中川委員】 要望した方にきちっと説明しとらんがじゃないか。

【岩城委員長】 ただ文書だけで。

【中川委員】 状況を説明しとらんがじゃないかなと思った。

【中田係長】 今回、この要望しておられる方は、その建物の隣の方ではなくて、その方に頼まれたというか、その方と話をしているうちに、私がやってあげないとという形で要望してこられたようなので、その辺の事実関係の確認をAさんとしておられるかどうか、その辺の連絡調整、事実関係の確認がひょっとしたらうまくいっていない可能性もあるやに思います。

【古沢委員】 そのとおりで、これは出してこられた方と直接隣のAさんと、両方にちゃんと説明してあげんにゃあかん話だよ。

【開田委員】 と思います。要望書だけでするから、本人がまたせつついておられるかもしれんね。陳情者にだけは要望書が出てきたから伝えましたよ。でも、本人は何もできたらんか、できたらんか突つついておられるかもしれんし。

【岩城委員長】 かというて、結局、この陳情についてどうするかというものやちゃね。委員会付託でもう一遍お話を聞けばいいのか、付託せずただ配付すればいいのかということ、なかなか。

【中田係長】 補足なんですけれども、今、議会に出されたのと全く同じものを市長のほうにも同じタイミングで出されておるようです。

【開田委員】 当局の出方が一番大事で、強制執行しましよと簡単に議会で決めるのも変な気がする。

【大浦委員】 それはできないですよ。

【開田委員】 絶対に。だから、そういう点では少し。

【大浦委員】 今ほどの当局の説明の中で抜けているのが、この陳情にも書いてあるんですけど、「行政代執行し」と書いてあるんですね。その返答の中に、じゃ、この代執行、この1件許すと、山ほど陳情が出てくるんですよ。それを説明してあげんと、行政代執行が税金を投与してやるということと、税金を返してもらうという作業ということを多分この方々、テレビで見られているからといって、あと滑川市の件数自体も分かっておられんと思うんですけど、行政代執行に関してのこれを1件やることに対する市が負うリスクを説明してあげんと、これをやれというのはちょっと陳情としては違う気がして、要望として受け取る分にはいいがですけど、これを議会からどうこうというのは違う気がします。

【岩城委員長】 どちらかといえば、当局にも同じような数字を出しておるということであれば、議会が先走って委員会でいろいろなことを走るのもいかなものかと思うちゃね。そういうことを含めた説明を当局もしてもらって、委員会付託せず参考配付でいいかなという気もしますが、皆さんどうですか。

【大浦委員】 陳情者が趣旨説明をしたいと言われているから、それを議会として、例えば、委員会でもしてもらおうかどうするかで、言わせてあげんと。

【岩城委員長】 ほかに方法はないか。

【大浦委員】 ないような気がするので、自分は委員会でもしてもらっても。

【岩城委員長】 あんた、委員長やから。

【大浦委員】 やっぱりこっちから拒否はできないかなと思うんですけど。

【竹原副委員長】 今のお話であれば、趣旨説明してもらって、何でできんかということをしっかり伝えないと、そもそも破産管財人がおられるということは、相続放棄もあって、要は借金があって、底地が形に取られても価値がないから空き家、要は更地にもならないし、手がつけれない状態なので。その借金の清算をした上で、じゃ、どうするのかということ議論していかないと、当然、過去に行政代執行した市のやつは、底地を大きくしてもらって、あるいは公民館の駐車場にしてもらおうとかという条件つきで上物をはねとったわけなんですよ。でも、今回はそういったケースと違うので、どうしてできないのかということちゃんと説明してあげないと本人たちは全く納得されんと思う。ただ外から見て、これ、いつ壊れるか分からんからちゃんと壊せまと言っただけは簡単なんです。ただ、法律のしがらみだとかいろんな形があってできないんですよという説明をしっかりしてあげないと私は駄目だと思います。

【古沢委員】 思いは痛いほど分かるがけれど、様々ないきさつが今聞いただけでもどうもあるようなので、何かいい方法と言うと変だけど、思いは受け止めてあげないといけないう思いはあるものだから、どうしたらいいのか、別に私も解決策があるわけじゃないけど。

【大浦委員】 なので、自分としては委員会で、陳情者と担当課にも来ていただいて、趣旨を述べた上で、担当課から再度口頭で説明していただいて、陳情者がどう反応されるかわかりませんが、委員会で何らかの答弁をしていくという形で収めていくというのがいいんじゃないかなと。

【岩城委員長】 お話ししたいと言うておられる状況があれば。

【大浦委員】 それは委員会によれば。

【中川委員】 先ほど最初にやりゃいいがやって言うたけど、よくよく説明を聞くと法廷で闘争されているということでもありますから、そいつをきちっと彼は知らないと思う。内容をやっぱり前もって説明してやらないと、いつまでもここで言っっても、やっぱりきっちり経過と現在の状況も本人に当局から説明するということがまず第一だと思うんですね。その後、どうしてもまだしゃべりたいと言うのなら委員会で。

【古沢委員】 委員会付託したら趣旨説明してもらえばいいがだけど、してもらったとしても委員会なり議会として何らかの結論というか返事をせんならんわけやちゃ。その落としどころもどういうふうにするのか考えておかないと、趣旨説明してもらうのはいいがけど、じゃ、委員会、議会としてどうするが。何らかの結論と言うと変やけど、何らか出さんならんでしょう。例えば採択するとか、趣旨採択するとか、否決するとか、その3つしかないわけだから。ということだよな。

【大浦委員】 個人としては否決なんです。個人的な部分で言えば。この1件だけ採択するものじゃないという認識で個人的にはいますけど。

【中川委員】 陳情書を出したのに議会でも否決されたと、今の時代、恐らくSNSで流されると思うがいちゃね。そういったことを考えると、本当に前もっての説明をきっちりやると。それでまず納得してもらう方法が一番だと思うがいちゃね。出したても闘争しとるがやから、当局としてもどうもこうもならんがやから。

【大浦委員】 陳情書に書かれている内容がもう代執行ありきで書かれているので、自分としては否決なんです。取組としては当然やっていかなきゃいけないんですけども、この代執行によるものを早急に要望されるのは、陳情としては違うという認識でいます。

【開田委員】 当局にも同じものが出ているんでしょう？

【藤名局長】 はい。

【開田委員】 そしたら、当局の意見に対して、まず様子をしばらく見るということではできないんですか。議会としてはすごくよく分かりますが、どれをするにも何をするにも、当局のスタンスをまず確認したいというところからのほうが一番いい結論の持っていくことができるんじゃないかと思います。

【藤名局長】 手続的には、もし趣旨説明をされるということであれば、委員会の冒頭で説明していただいて、それに対しては当局の意見も聞くことになっております。その上で、委員会として採択するのか、趣旨は分かったから趣旨だけ採択するのか、あるいは不採択

にするのかというのを決めていただくことになるかと思えます。

ただ、今回は個別案件なものですから、これを採択するとなるとどうかなど。そういった趣旨は分かったよと。ほかにもいっぱいあるでしょうということで趣旨採択、最後の落としどころはもしかしたらそういうところになるのではなかろうかなと思っております。

【古沢委員】 私も、大浦さんが代執行という言葉があるからと言われるがだけど、代執行しろとは書いていないので、検討してと書いてあるから。

【大浦委員】 しろって見えていますよ。

【古沢委員】 そういう意味から言うと、言われるように個別の案件なものだから、個別の案件だったら、言われるように、こういう問題だけじゃなくて、いっぱいある。てんやわんやになると思うけども、思い余ってという気持ちも分からんではない。だから、個人的に、ここで個人的な意見を言うのもいかなものかとは思いますが、思いは受け止めましたよということで趣旨は分かりましたということが落としどころではないかなと個人的には思っています。どうするかって、執行者側だからね。

【岩城委員長】 当局側の話やからね。

【竹原副委員長】 先ほど来、趣旨を採択するかどうかというお話がありましたけども、私もこれは個人的な案件だと思いますので、これは委員会でこういった状況ですよという説明をお互い当局側もしていただいて、議員には参考配付という形で私は十分だと思うんですけど、やるやらないだとか、そういったところまで持っていかないで、陳情者はあくまでも代理人ですから、代理人の方が趣旨を説明されて、当局とある程度話合いの場を持って、ガス抜きをさせてあげた上での次のステップじゃないかなと。今、当局もちゃんと法的手続にのっとって粛々と進めているわけですから、それを議会がすぐやれとか駄目やとかという判断はしてはいけないなと思うので。

【古沢委員】 それは分かるんだけど、委員会で委員会付託をすると決めたら、委員会としての結論を出さんならんわけですよ。そうでしょう？だから、もし説明して、陳情を出された人が陳情を取り下げますと言われればいいよ。そうでなかったら、委員会として3つしか方法がないんだから。取り下げられるのならいいや。

【大浦委員】 今、副委員長が言われるのは、委員会付託しないで参考配付にとどめて趣旨説明してもらわんという。

【竹原副委員長】 委員会の場でしてもらわんでも、当局と話合いの場って設けられるじゃないですか。どこかの会議室で、こういう話になつとるがでって。

【古沢委員】 それは委員会としては。

【大浦委員】 扱わないで。

【古沢委員】 扱わないということ。だから別の場で。だから、陳情書として出ている以上は、陳情を下げてもらえるのか、そうなったら。

【藤名局長】 陳情として扱わないようにする。

【岩城委員長】 それは難しい。

【開田委員】 それはちょっと。

【藤名局長】 原則として請願の例によるというふうに変えましたので、原則だから例外もあり得るので。

【大浦委員】 だとすると、やっぱりはけ口がなくなってしまうので、多分当局側に言っても進まんからというのがで議会で陳情を上げられているがで、だから、本当は竹原副委員長の言うとおりに自分もしたいなと思う部分があるがですけど、多分、陳情者の性格上、納得されんという部分があるので、そしたら、議会何もせんやんって多分言う。発信されると思うものですから。なので、委員会付託したほうが陳情者のためでもあるし、要望を出された人のためでもあるかなという思いでさっきそういうふうに言わせていただいたんですけど、それで否決すると言ったらなおさら怒られると思いますけど。

【開田委員】 趣旨採択しても何回もこれから出てくるよ。趣旨採択しました、趣旨採択しました、あっちもね、こっちもね、そっちもねって山積みになるくらいに趣旨を認めれば出てくるということも少しこの後考えていかなきゃいけないんじゃない？

【竹原副委員長】 否決となればこれ見よがしに、何かさ言われるが、目に見えとるがいちゃ。趣旨採択しても、ほかからまた、おらとこの近所でもこういう空き家あんがで頼みますちゃって、趣旨、一緒だねかって、そういうがも出てくるし、今、現在進行形で取り組んどるがだけど、だから否決ですよって言ったら、最初からやる気ないがだねかって言うてまた書かれんにゃならんし。どっちに転んでも駄目な話だ。

【開田委員】 でも、この次、例えば趣旨を説明したいのを、委員会ではなくて議運でもう一度聞きますみたいがちゃ特例でもないがんけ。それを委員会に持っていくまでの趣旨をここでもう一度というのは、そういうことってできんもんなんけ。議会運営委員会に諮るために。

【藤名局長】 参考人招致はできますけど、あんまり。例外ですよ。

【開田委員】 例外ね。例としてはない。どっちに転んでも難しい。

【古沢委員】 当局は法的な段取りも踏んで進めておられるんだろうと思うけど、法を外して執行するわけにいかないからね。そこら辺は委員会として当局の説明を聞いて、必要な手だてを取った上でという物の言い方ってできないものなんけ。

【藤名局長】 付託されて、採択も不採択もしないでということ。結論を出さないで。

【古沢委員】 結局、採択みたいなことにはなるんだろうけど、趣旨採択したからといってすぐできるわけじゃないからね。執行できるわけじゃないがいから、手続踏んだ上でしかできないと思う。

【大浦委員】 これ、委員会で勝手に個別な案件じゃなくて、空き家対策、危険老朽空き家としてのって勝手にできんわけじゃないですかね。もうこの個別の趣旨採択になるわけですよ。

【岩城委員長】 個別だけの話やからね。

【中川委員】 本人が引き下がらんということになると、やっぱり一通りの説明はしてもらって、きっちりと当局も説明をしてやると。まずそいつに納得してもらわんにやどうもならんがで、そのことによって議会としたら、古沢委員が言うように、趣旨採択ですんなり行くしかないがじゃないか。それで納得してもらわんと。

【大浦委員】 でも、今否決かもしれんという。

【岩城委員長】 今、ここは否決も何もないがで、産建に持っていくか、付託せずに参考配付するかだけの結論で、落としどころはまた産厚建で話しせんにゃならんと思うがいちやね。

【大浦委員】 これ、いつまでなんけ。

【中田係長】 もう一件のごみの件も含めてでしょうか。

【古沢委員】 これも個別やちゃ。

【藤名局長】 ごみの件も、これも何もしとらんわけじゃなくて。

【岩城委員長】 またあるがいろ。

【藤名局長】 ええ、あるがです。

【古沢委員】 事情があるが。

【藤名局長】 ごみの件も、陳情があって、市長からまた回答はされています。今年ですので、今年すぐに回答されとるがですけど、回答だけ言います。「ご指摘の場所につきましては、土地所有者に対して、借主への土地の適正利用の指導を依頼し、土地所有者の快諾を得たところです。」土地所有者がそれを貸しておられるそうです。借りておられる方がそ

ここにタイヤやらごみやら置いておられるということで、「土地所有者に対しては、借主への土地の適正利用の指導を依頼し、土地所有者の快諾を得たところです。今後は、市でも現地を随時確認するなど、土地が適正に使用されるよう土地所有者と連携しながら取り組んでまいります。」という回答をされております。

ただ、聞くところによると、土地を実際に借りて使用しておられる方は、市役所の言うことは絶対聞かんとおっしゃって、市役所から直接言うたらますます固持されるような方だと聞いております。

【開田委員】 それじゃ何もなくなってしまうにか、好きなようになってしまっただけは大変だ。

【藤名局長】 これは全くの、要は隣人間のトラブルになるんです。

【岩城委員長】 隣人間のトラブルをこっちへ持ってきたということか。

【開田委員】 困ったことの解決策が役所って。

【藤名局長】 市は土地の所有者に対して、動かしてくださいと貸しておられる人に言うてくださいますか。貸しておられる人も土地所有者も言われるがですけど、ごみを置いておられる方はしてくれないと。

【中川委員】 こいが議会に持ってくるかのう。

【開田委員】 ねえ。だからやっぱり、この議運にその趣旨をもう一度、そして解決しようのないものを持ってこられてもということも含めて、当局といいがにこういうところで話ししたらいかがですか。そうしないと、委員会に付託しました、結論出しましたという、何ていうがけ、基本的に陳情として出すことなんけど私思ったんだけど。

【藤名局長】 名前は陳情ですけど、中身的にはそういう内容ではないが。

【開田委員】 だから、そのこのところの陳情を出すことのライン、あるいは要望のライン、あるいは請願のライン、そういうものがいっぱいあると思います。そういうこともある程度認識してもらわなきゃいけないんじゃない？ という思いで、この議運にもう一度来て2つ説明してくださいませ。ただし、当局との関係があるからというのをお話しできるんじゃない？ こういう紙だけで出されても。

【大浦委員】 それに関しては、もう趣旨説明も多分設けなくていい案件で、もう所有者との兼ね合いなので、これは陳情としては取り上げないものでいいと思いますけど。

【古沢委員】 隣人トラブル。

【開田委員】 昔、ある人からも、このごみがすごい、草がすごいというのがあったとき

に受け付けなかったですよ。ということもありました。だから、ごみとか草とか、草の場合は持ち主が刈ってくれたりしていますけども、その陳情というものの取扱いの感覚やちゃ。これもやっぱりお伝えしなきゃいけないんじゃないの？と思いますけど。陳情ちゃ重いよということも。

【藤名局長】 そうしますと、議運で協議会という形で陳情者に来ていただいて話されませんか。

【岩城委員長】 説明して。

【藤名局長】 その上で付託するかどうかという。

【古沢委員】 聞いたら聞いたで。

【開田委員】 でも、ある程度の一步前進という形をまず取ればどうですか。議運でもう一度趣旨説明したいがだからしてもらって、でも当局の意見もしっかりと伝えて、陳情というものの重さも伝えて、そういうこともある程度お伝えしていかないと、何かくちゃくちゃになってしまったら大変だと思いますが、いかがでしょうか。

【大浦委員】 それをすると、全部の陳情そうせんにゃいけんがになってしまうことになりかねない。趣旨説明をここで聞くということじゃないですか。陳情に対して議運からどうのこうの言うというのは、そしたらこれから全部の陳情に対して。

【開田委員】 なんなん、そうじゃなくて、この方は趣旨説明したいということが大前提だから、それをまず聞いてあげる部分はいんじゃないの？ 陳情書は全部趣旨説明したい言うて出てくるわけじゃないし。これは私だけの意見ですが、でもどこかで整理整頓して決めていかなきゃ。

【古沢委員】 本来、趣旨説明というのは、陳情を受け付けて委員会付託をした席で陳情者の意見を聞くという手続きながやちゃね。

【開田委員】 になるがやね。本来はね。

【古沢委員】 本来は。このごみのは、さっきから意見が出ているように、要するに隣人トラブルみたいなものだにかね。それこそ掃いて捨てるほどあるわ。

【開田委員】 だから、隣人トラブルを陳情書という形になってくると、これは受付しませんぐらいでもいっちゃね。そのさきの家屋やちゃ。

【岩城委員長】 こういうこと言うたってちゃ行ったり来たりしてしまう。あれかしらんけども、これは個人的な要望みたいな形があまりにも大き過ぎる感じになるがやちゃね。そいがからいけば、委員会付託せずに配付して、回答として何かそういう説明の仕方で回

答すりゃいいがじゃないかな。どう言ったらいいかな。こういう状況のやつ、もし取り上げたら、本当のこと言わんにゃならんがかもしれんけど、回答にもそういういろいろなことを入れて回答するか何かせんことには、ただ取り上げませんということではちよつと駄目なんかなという感じがするちゃね。そういう趣旨を説明して、今までの例でいけば。

【古沢委員】 行政課題とは言い難い案件やろうね。

【大浦委員】 これはごみ屋敷と同じ感覚で取り扱われているんですかね。何かそういう気が。

【岩城委員長】 そういう感覚やちゃ。

【大浦委員】 だから、行政でごみ撤去してくれよということなんですよ。

【藤名局長】 ごみの件ですか。

【大浦委員】 うん。

【藤名局長】 ごみの件は、写真もついていましたが、タイヤとか何やら、風が吹けばたつてくるとか引っ繰り返って。

【中川委員】 タイヤの置き場所になつとるがじゃないか。

【岩城委員長】 1つ置き出せばみんな置き出す。

【中川委員】 これも持ち主と利用している人は違うというがだから、持ち主にきちっと、あんた、貸した人にきちっと撤去せいで強く言うてもらえばいい。

【藤名局長】 市役所は持ち主に対して指導しておると。

【開田委員】 陳情者は権利関係みたいなものって知っとられるよね。

【藤名局長】 このごみの担当課は生活環境課ですが、本人さんにもちゃんと説明しておるといふことでもあります。

【開田委員】 この陳情者にも説明しておられるがだね。

【藤名局長】 陳情者にも。要は、文書の回答は陳情者に回答しているんです。陳情された方に。

【開田委員】 役所はこのごみに関して、これまでしかできませんというぱしとした答えちゃ出せんもんけ。持ち主がおられて、貸しとる人もおられて、貸しとる人の自己責任でこんな汚くしておるとすれば、役所として手の出せる分野はここまでですとかって、そういう線引きってできんが。

【藤名局長】 線引きというか、もともと敷地内に置いてあるものを役所が勝手にどこか置くとか持っていくとかはできませんので、そもそも。

【開田委員】 ね。だから、役所としてはそこまでしかできないと持ち主に伝え、持ち主は借主に伝え、借り主がくちやくちやくにしておられる関係で、役所としてはこれ以上入り込めませんってしっかりと伝えればいいがじゃないがけ。

【藤名局長】 伝えてある上で言うてきておられるがで。

【開田委員】 だから、陳情というものの趣旨をいいがに分かっておられんがじゃないかねという感覚になります。

【大浦委員】 これ、結局、行政代執行して片づけれまと言っとるがです、この人。文章では書いてないですけど。

【藤名局長】 文章では書いてないですけどね。

【大浦委員】 書いてないけど、多分そういうことなんですよ。

【藤名局長】 そこまで言うておられるか、書いていないものだから。

【大浦委員】 書いてないけど、だから、できんことはないがです。代執行という形でできる可能性はあるので、できませんはちょっとまた違う。

【開田委員】 でも、このタイヤ使いたかったって言われたら大変だよ。そうでしょう？ こういう人だから、どんな屁理屈つけてくるか分からない。このタイヤ使いたかったんにあんたどうしてくれるがけって言われたら、それこそそれは、人の所有物を取ると泥棒みたいになりますのでね。そこら辺のところをしっかりと伝えてあげなきゃ駄目なんじゃない？ だって、このタイヤ盗られたから新しいがに替えてって言われんにゃんなんがんぜ。

【中川委員】 タイヤだけきちっと積んどきゃきれいになるがじゃないか。燃えるものと燃えないものを分別して出したらそれでいい。

【開田委員】 ボランティアする？ そういうボランティア。

【中川委員】 人の家。

【開田委員】 そやろ？ 触れたらもう駄目。ペナルティー1だよ。人のものだから。

【竹原副委員長】 不採択で駄目なんですか。

【開田委員】 これは不採択でもいいんじゃない？

【古沢委員】 これは参考配付でいいがじゃないかね。

【開田委員】 それでいいと思います。

【古沢委員】 役所も手に余っとるがだろうけど。

【中川委員】 こういうところいっぱいあるわ、どこでも。

【岩城委員長】 市内にいっぱいあるちゃ。

なら、この件については参考配付でやりたいと思いますが、いいですか。

【中田係長】 2件ともですか？

【岩城委員長】 2つともやろ。

【大浦委員】 1件は一応せざるを得ないような気が。

【岩城委員長】 1件ちゃタイヤか。

【大浦委員】 タイヤじゃない。家屋は。

【岩城委員長】 家屋はやるが。

【大浦委員】 やっぱり隣近所の財産に関わる部分なので、やっぱりそこは議会として受け止めないといけないかなという気がする。

【古沢委員】 当局の説明のときに、さっき大浦さんが言ったように、代執行が簡単にできるものだと思っておられるとすれば、ちゃんとそういう手続が必要なんだと。お金の問題も発生するんだということも、説明しとるがだとは思うけど、改めて。

【開田委員】 先ほど委員長が答えとして出すときに、しっかりと明文化したものをきちっと相手の方に渡したらどうですかって言われたじゃない？ 行政代執行にはこういうあれもありますよ。近所の財産が壊れたら大変というのもすごく不安にあるとか、それも全部織り込んで、ちゃんと中へきちっと返答の中に入れたらどう？そしたら、委員会の云々ではなくて、分からんけど。

【岩城委員長】 要は、陳情が2つ出てきとるちゅうもんだ。こっちとこっちと。今、大浦委員が言ったように、最初の家屋のやつに関しては受け付けて、産厚建ね。ごみは参考配付というか。そういうふうにして言わんにゃならんちゅうもんだ、ご本人に。それでいいですか。もしあれだったら。どこかで結論出さんにゃ、いつまでもこういうこと言うってちゃ。よろしい？

(異議なし)

【岩城委員長】 いろいろなこと、そのときにまた説明せんにならんかもしれんけど。一応そういう形で行きます。

【藤名局長】 ちょっと確認させてください。

そうしましたら危険家屋の件については、要は委員会付託するということで産厚建に付託すると。趣旨説明をしてもらうということですね。そしたら、趣旨説明を求めるかどうか、産厚建を開催して決定する必要がありますので、12月議会の日程に産厚建を入れたいです。17日金曜日の質問日、2日目終了後に産厚建委員会を日程に追加して、その場で趣

旨説明を求めるかどうかを決定していただくことにしたいと思います。よろしいですか。委員長がおられますから。

【大浦委員】 はい。

【古沢委員】 十何日？

【岩城委員長】 17。

【藤名局長】 17日。

【岩城委員長】 質問の2日目の日だ。

【藤名局長】 2日目の日です。産厚建を追加したもので本会議にかけますので。

【岩城委員長】 一応事務局長が言ったように取り計らいたいと思います。お願いいたします。

【藤名局長】 ごみのほうは参考配付とさせていただきたいと思います。

【岩城委員長】 どうもすみません。いろいろと話。

では、日程第4 その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 事務局ありますか。

【藤名局長】 12月定例会のコロナ対策です。これまでと同様に、マスク着用等のコロナ対策を引き続き実施することとしたいと思います。質問者席、演台はアクリル板が設置してありますけど、発言時はアクリル板があっても原則としてマスク着用ということでお願いします。ただし、マスクの着用により体調不良等が懸念される場合あるいは発言が長時間にわたる場合は、これまで同様、マスクを外して発言することも可としたいと思います。

これからの話なんですが、これまで代表質問あるいは一般質問の際には、1人質問が終了するごとに休憩して換気、消毒などしてきましたが、現在はコロナの状況も落ち着いてきましたし、質問者の人数が多くなることも想定されるものですから、コロナ前のように2人続けた後、休憩ということにすればどうかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

【岩城委員長】 今、事務局長が言いましたように、質問時の休憩のタイミングをコロナ前に戻してはどうかということでもあります。どうでしょうか。

【大浦委員】 議長で決めてもらえばいいんじゃないですか。2人というか時間的なものもあるかと思いますが、一般質問になれば時間もどう使われるか分からないですし、新しい方々。

【開田委員】 進行状況に合わせてやね。

【岩城委員長】 その状況に合わせてやっていただくということで、何も一回一回無理してする必要はないということです。

【藤名局長】 原則として2人にさせてください。1人、随分長かったということであれば、そういうふうにも切ることもあるというので。今までは一人一人確実にやっていますが、これから2人続けさせていただくと。

【岩城委員長】 2人してもいいよと。

【藤名局長】 というのでお願いいたします。

【岩城委員長】 では、そういうことでお願いいたします。

ほかにまだ何かありますか、事務局。

【藤名局長】 もう一点お願いいたします。今度は3月定例会の土曜議会の日程でございます。1月の議運にお諮りする前に事前の調整ということで、二通りの日程案をお配りしてございます。一般質問と書いてあるのと代表質問と書いてある3月の議会の日程表です。

まず、土曜議会を実施するかどうかということですが、当然、実施するという方向で準備を進めたいと思います。その前として、事務局としては、3月12日の第2土曜日が最適であろうということで日程案を提示しております。3月12日の土曜日に土曜議会をすることにして、代表質問にするのか一般質問するのかで日程表を2枚お配りしてございます。ちなみに、昨年度は一般質問の日を土曜議会といたしました。

これまでの経緯を見ますと、29年3月の最初の土曜議会のときは一般質問でした。30年から令和2年の3年間は代表質問でした。昨年是一般質問でした。今回はどういたしましょうか。準備の都合もございますので、ぜひ今決めていただければ大変ありがたいなと思います。

【古沢委員】 3月の話だからあれなんですけども、今のところの会派の結成提出はどうなっとるがけ。

【藤名局長】 後ほど言おうかと思っていたんですが、今お話が出ましたので会派を言います。このたびの改選の後の会派届の状況をご報告いたします。現在のところ、2つの会派から会派届が提出されております。1つは会派自民で、議員数は5人。中川議員、高橋議員、岩城議員、原議員、高川議員であります。代表は中川議員であります。もう一つは、自民党令和会。議員数は2人。竹原議員、青山議員であります。代表は竹原議員であります。

そこで、会派の結成について報道から情報提供を求められておりますので、この後まとめたものを全議員にファクス等でお知らせするとともに報道にも提供したいと考えております。

会派については以上です。

先ほどの日程に戻っていただいて、土曜議会を一般質問にするのか代表質問にするのかご協議いただければと思います。

【岩城委員長】 では、皆さんのご意見をお願いいたします。

【開田委員】 その前に、卒業式とかって書いてありますけど、ひょっとしたらまた呼ばれんかもしれんよ。気使って呼ばれんで、また家に全部おったり。

【藤名局長】 ただ、当局側も、市長、教育長等がおられますので。

【開田委員】 ああ、そういうことか。

【岩城委員長】 答弁者がおらんがだ。

【開田委員】 はいはい。ならごめんなさい。新人さんいっぱいおられるし、抽選で分かりませんが、何とも言えません。新しい会派もおられるし、何とも言えません。これは会派からの意見で決めたらどうけ。

【大浦委員】 これも個人的なことなんですけど、自分は本会議の補足説明から、例えば通告までの日数が長いほうが、やっぱり調査時間が設けられるので、なるべく時間が欲しい人間だったりするんです。なので、定例会全体の質問日じゃなくて、定例会全体の流れで言えば、土曜日に一般質問の日程のほうが、いろんな調査時間を含めれば、1日なんですけど、私はこっちのほうがいいんじゃないかなという思いはあります。

【開田委員】 どっちが。代表質問が。

【大浦委員】 代表質問が金曜日。

【岩城委員長】 代表質問を11日に。

【大浦委員】 11日のほうですね。

【古沢委員】 要するに、議案調査日が4日間あるけど、その前に5、6の休会の間からという意味でしょう。

【大浦委員】 ええ。

【藤名局長】 見ていただいたとおり、一般質問に充てたほうが、委員会も5日間ずっと集中できますし、このほうがいいがですけど、代表質問を充てるとどうしても間延びになって、委員会の中に休みが入ったりするものですから。

【古沢委員】 3日開会。

【藤名局長】 3日開会か4日開会。

【岩城委員長】 3日ちゃ何。

【古沢委員】 開会が3月3日。

【岩城委員長】 日をずらすか何かで。

【古沢委員】 3日開会と4日開会。

【開田委員】 考え方としては、新しい会派で代表質問かなという考え方もあるし、新しい人がいっぱいおられるので、私はどちらでもいいです。

【中川委員】 抽選だから誰になるか分からん。

【開田委員】 そう。分からんもん。

【中川委員】 会派は順番に行くけど。

【古沢委員】 私もどっちでもいいんだけど、2つ選ぶしかないとなりゃ3日開会で。

【岩城委員長】 そしたら、3日開会のやつでやりますか。

【開田委員】 3日開会。代表質問は金曜日だ。

【藤名局長】 一般質問を土曜議会でやります。

【岩城委員長】 年も明けとらんがけど。

【藤名局長】 3日開会で土曜議会在一般質問というので予定させていただきます。これで準備させてください。

【岩城委員長】 あと、事務局。

【藤名局長】 あともう一点だけです。遅くになってすみません。令和4年度の議会事務局の予算要求について報告いたします。例年ですと、事前に議運にお諮りして議員の皆さんからもご意見をお伺いしておりますが、今年度は改選と予算要求の締切りが重なったため、事務局において予算要求しておりますので、その概要を報告いたします。中田係長から報告いたします。

【中田係長】 それでは、最後の資料、A4、1枚のものをお願いいたします。令和4年度経常外予算要求の一覧でございます。

①としまして、議会運営委員会の行政視察でございます。毎年予算がついておりませんので、継続して要望をさせていただいております。29万4,000円でございます。

②として、姉妹都市交流、豊頃町の来滑でございます。これは、令和2年度、3年度、コロナで中止、延期になっておりまして、令和4年4月、来滑の予定でございます。63万

4,450円要望しております。

③姉妹都市交流、小諸市、那須塩原市の訪問でございます。4年に一度訪問しているものでございまして、今回は平成30年10月に行っております。66万8,400円の要求をしております。

④議員研修費、こちらも継続の要望でございます。60万円の要望をしております。

⑤報償費、市議会だよりのモニター、議会だよりの写真ということで、こちらも継続して要望しております。

⑥議会図書室の図書購入費、こちらも継続要望でございます。

⑦として、新規の要望でございます。タブレット端末、会議システムの導入でございます。こちらについては粗々の概算の金額にはなりますが、来年の10月から導入した場合、このぐらいの金額が必要ではないかということで、概算で要望させていただいております。211万5,486円の要求になっております。

⑧議場整備費ということで、こちらも継続した要望でございます。傍聴席の椅子が壊れている部分の改修、議場の放送システムの改修、テレビモニターの追加、議場のカーテンの取替えをそれぞれ継続して要望しております。

最後に⑨としまして、議場内のシステムを管理していますノートパソコンの更新で12万7,160円を新規に要望しております。

令和3年度より削除したものとしまして、議員改選に係る諸費用と議場内のアクリル板設置、これらは不要ですので今回要望しておりません。

以上になります。

【岩城委員長】 では、皆さん方、この件につきましてご質問ありますか。

【中川委員】 1つ、空調だけど、以前、議場を改修されて、入り口のドアを換えられたんですね。あのときドアに吸い込み口がついていたはずなんだけど、現在ない。したがって、空調の循環がうまくいっとならんとする。ましてや、今コロナで、中でみんな密閉じゃないけど、あそこに換気扇で出しとるという話だけど、ああいうのは直さんと駄目なんじゃないかなと思う。循環システムやちゃね。どっかへガラリつけりゃそれで済むがやから。

【開田委員】 建具屋さんでできんもんけ。

【中川委員】 できるちゃ。

【開田委員】 ねえ。

【中川委員】 何かドアについたら。

【岩城委員長】 局長、また検討してみてください。

【藤名局長】 暑い寒いも聞いています。議場内の場所によっても暑い寒いがありますので、その都度、当局には言うとするのですが、陳情と一緒に何もつかない。具体的な動きはないようですので、また言っておきます。

【岩城委員長】 もしあれば議会の予備費ぐらいで。思い切って議長交際費でもつこてもらいたいぐらい。

【開田委員】 ドア取り替えてと言ったら大事だけど、これだけ建具屋さん。

【中川委員】 でも、それをしたら防火違反やら何やらと言って取ってしまった。そういうこと言うとしたちゃ。

【開田委員】 ああ、そうなんけ。

【中川委員】 俺もちょっと空調勉強しとったから分かるがいちゃ。

【開田委員】 私は寒いとか暑いだけ分かる。

【岩城委員長】 なら、局長また、この意見を反映できるようにお願いいたします。

では、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時21分閉会